

特定健康診査等の受診結果通知表における誤表示について

公益社団法人函館市医師会が函館市から受託して実施している特定健康診査（国民健康保険）、後期高齢者健康診査（後期高齢者医療制度）、健康診査（生活保護制度）および社会保険特定健康診査（社会保険制度）（以下「特定健康診査等」という。）において、一部の受診者の方に対し、項目別判定の表示に誤りのある受診結果通知表を送付していたことが判明いたしました。

なお、個々の検査項目の数値および医療機関の受診を促すなどの判定コメントにつきましては、正しく記載されており、現段階において、受診者の健康への影響は確認されておりません。

1 概要

特定健康診査等については、函館市医師会健診検査センター（以下「医師会健診検査センター」という。）が医療機関等から提出された問診票や検体にに基づき判定を行い、受診結果通知表をシステムにより作成したのち、医療機関等から通知表を受診者に送付している。

令和5年8月16日（水）に市内医療機関から医師会健診検査センターに対し、特定健康診査における項目別判定と総合判定の結果に矛盾が生じているという指摘があったことから、医師会健診検査センターにおいて調査したところ、令和5年5月26日（金）から7月31日（月）までに受診した方の一部に対し、身体計測もしくは腎機能またはその両方の判定の表示に誤りがある受診結果通知表を送付していたことが判明し、函館市に報告をおこなったものである。

2 誤表示の内容

- ・身体計測：本項目の判定は、BMIや腹囲の数値に応じてAまたはBの表示となるものであるが、本来Bと表示すべき者がCと表示されていた。
- ・腎機能：本項目の判定は、5種類の検査項目の数値に応じてAからDまでの表示となるものであるが、検査項目のうち、「尿潜血」の結果が判定に反映されていなかった。（本来、B・C・Dと表示すべき者がAと表示（※1件のみBと表示））

A：正常
B：わずかな異常を認めるが問題なし
C：生活習慣を改善し経過観察を受けること
D：すぐに医療機関の受診が必要

3 対象者数

636人

(内訳)

区 分	期間内 受診者	誤表示あり				誤表示 なし
		身体計測 のみ	腎機能 のみ	身体計測 および 腎機能	小 計	
特定健康診査	2,220人	133人	152人	4人	289人	1,931人
後期高齢者健康診査	1,820人	144人	137人	2人	283人	1,537人
健康診査	81人	10人	3人	0人	13人	68人
社会保険特定健康診査	335人	15人	36人	0人	51人	284人
合 計	4,456人	302人	328人	6人	636人	3,820人

4 原 因

医師会健診検査センターにおけるシステム変更時の設定誤り

5 今後の対応

受診結果通知表の表示に誤りのあった方に対し、医師会健診検査センターにおいて、電話で内容を説明のうえ、医療機関の受診が必要な方には受診を勧奨するとともに、正しい判定が記載された通知表を送付する。

6 再発防止策

函館市より「システム変更時における確認の徹底」、「変更後の動作確認の実施」、「情報共有の徹底」を行い、再発防止に努めることについて確実な履行をするよう指導があったため、医師会健診検査センターに指示した。

以上